

いじめとは・・・

保護者のみなさまへ

子ども（児童生徒）が、一定の人間関係（同じ学校、部活動、塾やスポーツクラブ等で何らかの人間関係がある）にある子どもに対し、**心理的**（冷やかし、からかい・悪口・いやなことを言う、きつい言い方をする、仲間外し、集団による無視、インターネットで誹謗中傷するなど）、**物理的**（わざとぶつかる、遊ぶふりをしてたたく、物を隠したり壊したりするなど）な行為をすることによって、その対象となった子どもがいやな思いをしたり、苦しんだり傷ついたりすること。

大人が全力で 子どもを守りましょう



いじめを受けているときに出やすいサイン
家庭でチェックしてください。

- ☐ 朝、なかなか起きてこなくなる。
- ☐ 学校のことや友達の話をしなくなる。
- ☐ 覇気がなく、ゆううつな表情をしている。
- ☐ 準備に時間がかかり、なかなか登校しない。
- ☐ 友達関係が変わる。
- ☐ 学習意欲が低下する。
- ☐ ケータイのメール等の内容を気にするようになる。
- ☐ 家にいる時間が増え、部屋に閉じこもりがちになる。
- ☐ 金銭を頻繁にせびったり、持ち出したりする。
- ☐ 持ち物がなくなったりこわれたりする。
- ☐ 体の不調を訴える。
- ☐ 家族にあたるが増える。
- ☐ 成績が急に下がる。
- ☐ ため息をつくが増える。

子どもがいじめを受けたりいじめをしたりしていたら

- 子どもからしっかりと聞き取りを行い、まずは、学校に相談してみましょう。
- 学校に相談するとともに、下記の相談機関に相談を行うこともできます。

お子さんのことでお悩みの方はお気軽にご相談ください。

【 相 談 機 関 一 覧 】		
名 称	対 応 時 間	電 話 番 号
24時間子供SOSダイヤル （文部科学省・都道府県教育委員会）	24時間	☎0120-0-78310
こどもの人権110番（法務局）	8:30～17:15（平日のみ）	☎0120-007-110
ヤングテレホン（県警察本部少年課）	9:00～17:45（平日のみ）	☎0120-786-714
新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口	9:00～17:45（月～金） ＊水曜日は20:00まで	☎095-894-3184
佐世保テレホン児童相談室 （佐世保こども・女性・障害者支援センター）	9:00～17:00（平日のみ）	☎23-1117
佐世保市青少年教育センター	8:30～17:15（平日のみ）	☎22-0781
佐世保市教育委員会学校教育課	8:30～17:15（平日のみ）	☎24-1111
佐世保市教育センター	8:30～17:15（平日のみ）	☎76-7331
佐世保市子ども子育て応援センター	8:30～17:15（平日のみ）	☎25-9705

いじめは 絶対に見逃さない！

～子どもの心が見えますか？～



- 「いじめはどの子どもにも起こりうる」と考えましょう。
- 意図していないいじめを子どもがしていないか考えましょう。
- 子どもたちが出すサインを見逃さず、いち早くいじめの実態を把握しましょう。
- 「いじめは人間として決して許されない行為である」と子どもたちに教えましょう。
- いじめられている子どもは徹底して守りましょう。
- いじめる子どもに対しては正しく指導しましょう。

佐世保市教育委員会

「あなたが大切」と子どもに語りかけましょう！



子どもたちが、自信をもって、
輝かしい未来に向かって歩いて
いけるよう、子どもと語り合う
時間を大切にしましょう。



家族とのふれあいを深め、 安らぎのある家庭を築きましょう！

いじめの問題は、子どもの心身の発達、生活態度、行動の仕方、ものの考え方・感じ方、
心の問題、生活体験、友人関係の問題などと深い関係があります。

子どもたちの心の問題や生活体験と一番深くかかわっているのは家庭であり、子どもの
人格形成に最も強い影響をもっているのが親です。そのため、家庭の協力はいじめ問題の
解決に不可欠です。

社会で許されない行為は 学校でも許されません！

～ダメなことはダメと大人が教えましょう！～

<刑罰法規に触れる行為> (例)

- 悪口を言う、ケータイやパソコンでの誹謗中傷
→名誉棄損罪（刑法第 230 条）、侮辱罪（刑法第 231 条）
- 殴る・蹴る等の暴力→暴行罪（刑法第 208 条）
- 暴力行為によって怪我をさせる→傷害罪（刑法第 204 条）
- 所持品を壊す→器物損壊罪（刑法第 261 条）
- 所持品を隠す→窃盗罪（刑法第 235 条）
- 嫌がることを脅しや暴力で無理強いする→強要罪（刑法第 223 条）
- 暴力や脅しを使って、お金を出させる→恐喝罪（刑法第 249 条）



子どもがいじめの加害者にならないために！

【目指そうこんな子育て】

- 1 相手の気持ちを考えられる子どもを育てましょう。
相手の立場で物事を考えられる思いやりの心を育てましょう。自分の行っている行為が相手
の立場に立つとどのように感じるのかを考えさせましょう。
- 2 過保護にならず子どもに忍耐力と自主性を身に付けさせましょう。
子どものためを考え、ダメなものはダメという子育てを行い、忍耐力を育みましょう。
また、お手伝いや、地域行事へ積極的に参加させるなど子どもが自主的に考える活動を多
く取り入れましょう。
- 3 温かく見守り、安らげる家庭を作りましょう。
家の外で、つらいことやきついことがあっても、家庭の中で安らげる温かい家庭を作りま
しょう。※長崎県では第3日曜日は「家庭の日」です。家族みんなで過ごしましょう。
- 4 子どもの人権を尊重した子育てをしましょう。
子どもにも人権があります。一方的に命令をするのではなく、子どもの権利を尊重しなが
ら子育てをしていきましょう。
- 5 親も言動一致をめざしましょう。
子どもと約束を守らない、気まぐれに叱って言動に一貫性がないなどは、子どもの情緒が
不安定になり、他人を攻撃しやすくなるといわれています。

「もし子どもがいじめをしていたら」

- 頭ごなしに叱ることよりも、いじめられている子どものつらい気持ちを
きちんと理解させます。そして、いじめの行為自体を毅然とした態度で
やめさせましょう。
- いじめを行っている子ども本人も、何か問題を抱え苦しんでいる
かもしれません。本人の言い分を十分に聞き取り、聞き取った
内容を基にいじめを行った背景にある、本人のストレスに
ついて家族の問題として一緒に考えることが重要です。



「新型コロナウイルス感染症を理由とする いじめや偏見、差別は許されません。」

次の3つの点をお子さんに伝えてください。

- ①新型コロナウイルス感染症は誰でも感染する病気です。感染した人が
悪いということは絶対にありません。
- ②新型コロナウイルスを理由としたいじめや偏見、差別は絶対に
やめましょう。
- ③感染した人を心配し、早く治るように励まし、治って戻ってきた
ときには温かく迎え入れるような思いやりの心を持ちましょう。

